

特別職の報酬等の改定について(A案 0.14%減額)

- ① 区長、副区長及び教育長の給料月額について、25年度勧告に基づく例月給与改定の考え方と等しい「引下げ率」(▲0.14%)により減額する。
- ② 議員報酬についても、25年度勧告に基づく例月給与改定の考え方と等しい「引下げ率」(▲0.14%)により減額する。

		報酬等月額	期末手当(月数変更なし)		年収
			支給月数	年間支給額	
区長	現行	1,248,000	3.25月	5,881,200	20,857,200
	▲0.14%	1,246,000	3.25月	5,871,775	20,823,775
	端数処理による実質減額率(▲0.160%)	▲2,000	0月	▲9,425	▲33,425
副区長	現行	1,009,000	3.25月	4,754,912	16,862,912
	▲0.14%	1,008,000	3.25月	4,750,200	16,846,200
	端数処理による実質減額率(▲0.099%)	▲1,000	0月	▲4,712	▲16,712
教育長	現行	864,000	3.25月	4,071,600	14,439,600
	▲0.14%	863,000	3.25月	4,066,887	14,422,887
	端数処理による実質減額率(▲0.116%)	▲1,000	0月	▲4,713	▲16,713
議長	現行	916,000	3.15月	4,183,830	15,175,830
	▲0.14%	915,000	3.15月	4,179,262	15,159,262
	端数処理による実質減額率(▲0.109%)	▲1,000	0月	▲4,568	▲16,568
副議長	現行	785,000	3.15月	3,585,487	13,005,487
	▲0.14%	784,000	3.15月	3,580,920	12,988,920
	端数処理による実質減額率(▲0.127%)	▲1,000	0月	▲4,567	▲16,567
委員長	現行	645,000	3.15月	2,946,037	10,686,037
	▲0.14%	644,000	3.15月	2,941,470	10,669,470
	端数処理による実質減額率(▲0.155%)	▲1,000	0月	▲4,567	▲16,567
副委員長	現行	618,000	3.15月	2,822,715	10,238,715
	▲0.14%	617,000	3.15月	2,818,147	10,222,147
	端数処理による実質減額率(▲0.162%)	▲1,000	0月	▲4,568	▲16,568
議員	現行	596,000	3.15月	2,722,230	9,874,230
	▲0.14%	595,000	3.15月	2,717,662	9,857,662
	端数処理による実質減額率(▲0.168%)	▲1,000	0月	▲4,568	▲16,568

(注①)報酬等月額の現行額に区長、副区長及び教育長(▲0.14%)を乗じ、端数を調整(百円単位を四捨五入)して1,000円単位とした。

(参考①)区長、副区長及び教育長の期末手当・・・(給料月額+給料月額×45/100)×支給月数

(参考②)議員の期末手当・・・(報酬月額+報酬月額×45/100)×支給月数